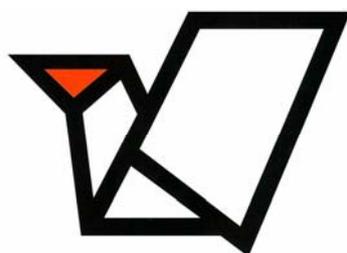


令和2年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



令和2年3月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会 目次

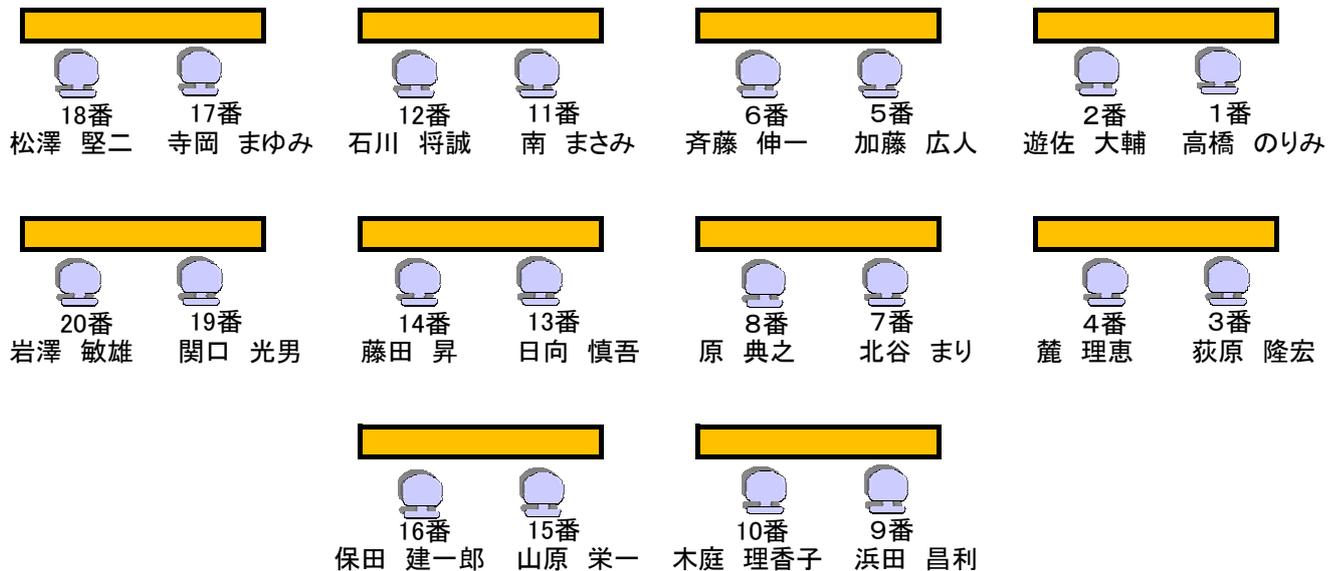
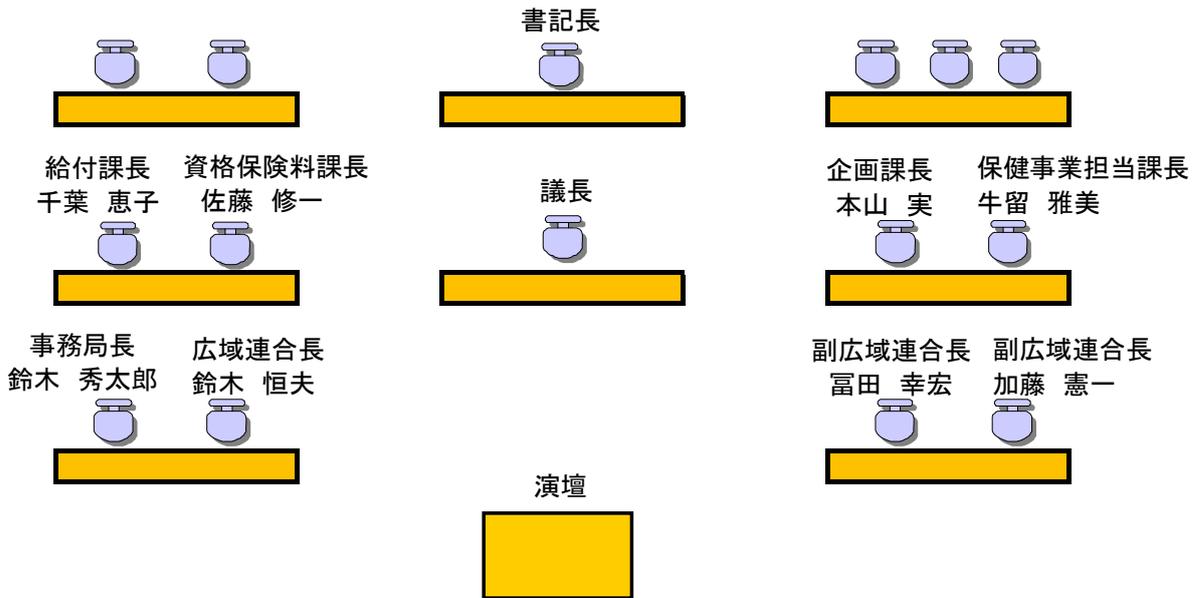
	資料番号	ページ 番号
1 議会議員名簿	資料1	1
2 議席表	資料2	3
3 諸般の報告 例月現金出納検査（令和元年6月分～令和元年11月分）の結果について	資料3	5
4 議案	議案番号	
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について	議案第1号	13
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	議案第2号	15
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について	議案第3号	25
議案第4号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について	議案第4号	49
議案第5号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	議案第5号	61
議案第6号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	議案第6号	73
議案第7号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	議案第7号	95

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

令和2年3月27日現在

氏名	市町村名	氏名	市町村名
たかはし のりみ 高橋 のりみ	横浜市	みなみ まさみ 南 まさみ	横須賀市
ゆさ だいすけ 遊佐 大輔	横浜市	いしかわ まさのぶ 石川 将誠	相模原市
おぎわら たかひろ 荻原 隆宏	横浜市	ひなた しんご 日向 慎吾	鎌倉市
ふもと りえ 麓 理恵	横浜市	ふじた のぼる 藤田 昇	三浦市
かとう ひろと 加藤 広人	横浜市	やまはら えいかず 山原 栄一	平塚市
さいとう しんいち 斉藤 伸一	横浜市	ほだ けんいちろう 保田 建一郎	南足柄市
きたたに まり 北谷 まり	横浜市	てらおか まゆみ 寺岡 まゆみ	厚木市
はら のりゆき 原 典之	川崎市	まつざわ けんじ 松澤 堅二	綾瀬市
はまだ まさとし 浜田 昌利	川崎市	せきぐち みつお 関口 光男	寒川町
こば りかこ 木庭 理香子	川崎市	いわさわ としお 岩澤 敏雄	清川村

議席表



諸報告

例月現金出納検査の結果について

検査の対象	検査の期日	検査の結果報告
令和元年 6 月分	令和元年 8 月 2 6 日	別紙 1
令和元年 7 月分	令和元年 9 月 2 5 日	別紙 2
令和元年 8 月分	令和元年 1 0 月 2 5 日	別紙 3
令和元年 9 月分	令和元年 1 1 月 2 5 日	別紙 4
令和元年 1 0 月分	令和元年 1 2 月 2 5 日	別紙 5
令和元年 1 1 月分	令和 2 年 1 月 2 7 日	別紙 6

検査の結果報告は別紙のとおり



31 神広監第 22 号
令和元年 8 月 26 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員職務執行者 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和元年 8 月 26 日
- 2 検査の対象
令和元年 6 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



31 神広監第 27 号
令和元年 9 月 25 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 高橋 のりみ 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員

松井 宣之



監査委員

木庭 理香子



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和元年 9 月 25 日
- 2 検査の対象
令和元年 7 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



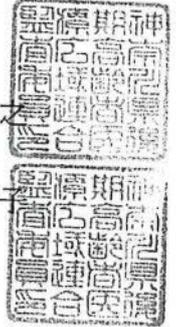
31 神広監第 31 号
令和元年 10 月 25 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 高橋 のりみ 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員 木庭 理香子



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和元年 10 月 25 日
- 2 検査の対象
令和元年 8 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



31 神広監第 34 号
令和元年 11 月 25 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 高橋 のりみ 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員

松井 宣之



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和元年 11 月 25 日
- 2 検査の対象
令和元年 9 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



31 神広監第 38 号
令和元年 12 月 25 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 高橋 のりみ 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣太

監査委員 木庭 理香



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和元年 12 月 25 日
- 2 検査の対象
令和元年 10 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



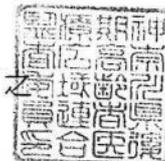
31 神広監第 42 号
令和 2 年 1 月 27 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
議長 高橋 のりみ 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員

松井 宣之



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日
令和 2 年 1 月 27 日
- 2 検査の対象
令和元年 11 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。

議案第1号

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正
する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
を次のとおり定める。

令和2年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正
する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年神奈川県
後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「50人」を「54人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

被保険者数の増加が見込まれる令和7年度に向けた運営体制の整備に
伴い、所要の改正をする必要があるため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例
新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 広域連合事務局の職員の定数は、<u>54</u>人とする。</p> <p>2 前項の定数は、休職者は除くものとする。</p> <p>3 前項の休職者が復職した場合において、職員の数^が第1項に定める職員の定数を超えるときは、定数に欠員が生ずるまでの間、その職員を定数外とすることができる。</p> <p>第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 広域連合事務局の職員の定数は、<u>50</u>人とする。</p> <p>2 前項の定数は、休職者は除くものとする。</p> <p>3 前項の休職者が復職した場合において、職員の数^が第1項に定める職員の定数を超えるときは、定数に欠員が生ずるまでの間、その職員を定数外とすることができる。</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第2条第1項修正</p>

(注) 傍線部分は改正部分

議案第2号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒夫

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第
104条に基づき、現行の保険料率を改定し、令和2年度及び令和3年
度の保険料率を定める。

同法律施行令（平成19年政令第318号）に基づき、保険料の賦課
限度額の引上げ及び低所得者にかかる保険料軽減措置を改正する。

令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る保険料の減免につい
て、国の財政支援基準に沿った減免措置を定める。

これらに伴い、標記の条例の一部を改正する必要があるため、この
条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「100分の8.25」を「100分の8.74」に改める。

第8条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「41,600円」を「43,800円」に改める。

第9条中「62万円」を「64万円」に改める。

第12条第1項第2号中「28万円」を「28万5千円」に、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第3条及び第4条を削る。

附則第5条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第6条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第6条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第7条を附則第5条とし、附則に次の1条を加える。

（令和元年台風第19号に係る保険料減免の特例）

第6条 広域連合長は、令和元年台風第19号により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された日に、同法が適用された市町村に住所を有していた被保険者で、令和元年台風第19号による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6条を加える改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例附則第6条を除く。）は、令和2年度以後の年度分の保険料

について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例附則第6条の規定は、令和元年10月12日から適用する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p style="text-align: center;">（所得割率）</p> <p>第7条 <u>令和2年度及び令和3年度の所得割率は、100分の8.74とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（被保険者均等割額）</p> <p>第8条 <u>令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は、43,800円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（保険料の賦課限度額）</p> <p>第9条 第3条第1項の賦課額は、<u>64万円</u>を超えることができない。</p> <p>第10条・第11条（略）</p> <p style="text-align: center;">（所得の少ない者に係る保険料の減額）</p> <p>第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>（2）当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p style="text-align: center;">（所得割率）</p> <p>第7条 <u>平成30年度及び平成31年度の所得割率は、100分の8.25とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（被保険者均等割額）</p> <p>第8条 <u>平成30年度及び平成31年度の被保険者均等割額は、41,600円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（保険料の賦課限度額）</p> <p>第9条 第3条第1項の賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。</p> <p>第10条・第11条（略）</p> <p style="text-align: center;">（所得の少ない者に係る保険料の減額）</p> <p>第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>（2）当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主</p>	<p>第7条修正</p> <p>第8条修正</p> <p>第9条修正</p> <p>第12条第1項 第2号修正</p>

<p>及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>28万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>52万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第13条～第27条 (略)</p>	<p>及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>28万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>51万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第13条～第27条 (略)</p>	<p>第12条第1項 第3号修正</p>
---	---	--------------------------

<p>附 則 第1条・第2条 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>附 則 第1条・第2条 (略)</p> <p><u>(平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p><u>第3条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。</u></p> <p><u>(平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p> <p><u>第4条 平成31年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。</u></p> <p><u>2 平成31年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、前項の規定が適用されないものについての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</u></p>	<p>第3条削除</p> <p>第4条第1項及び第2項削除</p>
--	--	-----------------------------------

<p>(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p><u>第3条</u> 令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「<u>令和2年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条に規定する基準に従い</u>」とする。</p> <p>(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p><u>第4条</u> 令和2年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第5条</u> 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成</p>	<p>とする。</p> <p>(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p><u>第5条</u> 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「<u>平成32年度においては第12条若しくは第13条又は附則第6条に規定する基準に従い</u>」とする。</p> <p>(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p><u>第6条</u> 平成32年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第7条</u> 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成</p>	<p>第5条を第3条とし修正</p> <p>第6条を第4条とし修正</p> <p>第7条を第5条とする</p>
---	--	---

23年3月11日に住所を有していた被保険者（東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。）で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

（令和元年台風第19号に係る保険料減免の特例）

第6条 広域連合長は、令和元年台風第19号により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された日に、同法が適用された市町村に住所を有していた被保険者で、令和元年台風第19号による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6条を加える改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例附則第6条を除く。）は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第6条の

23年3月11日に住所を有していた被保険者（東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。）で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

附則第6条新設

<u>規定は、令和元年10月12 日から適用する。</u>		
-----------------------------------	--	--

(注) 傍線部分は改正部分

議案第3号

神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について

神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を一部改定するにあたり、議会の議決を求める。

令和2年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

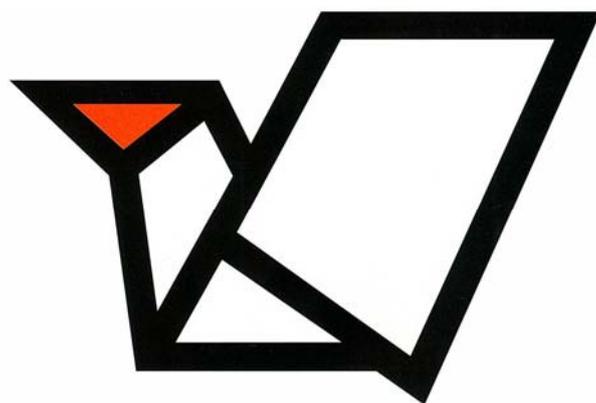
(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画を一部改定したいので、この案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画

(平成28年度～令和3年度)



平成28年3月
(令和2年3月一部改定)

神奈川県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	はじめに	1
2	広域計画の趣旨、計画期間及び改定	1
3	第2次広域計画の振返り	2
	(1) 医療費の適正化と健全な財政運営	2
	(2) 健康診査実施体制の確保	2
	(3) 広域連合の運営体制の強化	3
	(4) 市町村との連携強化	3
	(5) 広報広聴活動の充実	3
4	現状と課題	4
	(1) 現状と今後の見込み	4
	ア 被保険者数	4
	イ 医療費	5
	ウ 保険料	7
	(2) 課題	8
	ア 医療費の適正化	8
	イ 健全な制度運営	8
	ウ 被保険者の健康保持増進	8
5	基本方針と施策の方向性	9
	(1) 医療費の適正化	9
	(2) 健全な制度運営	9
	ア 制度運営	9
	(ア) 市町村との連携の推進	9
	(イ) 簡素で効率的な業務執行	9
	(ウ) 広報・広聴	9
	(エ) 個人情報 の適正な管理	10
	イ 財政運営	10
	(ア) 財源の確保	10
	(イ) 収納対策	10
	(3) 高齢者保健事業の推進	10
6	広域連合と構成市町村の事務分担	11
7	施策事業の評価	12
8	令和2年一部改定時における現状	12

1 はじめに

後期高齢者医療制度は、原則 75 歳以上の方を対象とする、他の医療保険から独立した新しい医療保険制度として、平成 20 年 4 月 1 日より施行されました。

本制度は、高齢者の医療費を、現役世代を含む国民全体で支え合うための制度であり、その運営主体は、財政の広域化及び安定化を図るため、都道府県ごとに設置される広域連合が担うことと定められています。

神奈川県においては、県内 33 市町村で構成する神奈川県後期高齢者医療広域連合が平成 19 年 1 月 11 日に設立され、財政責任を持つ運営主体として、保険料の決定や医療の給付等の業務を行っています。

また、制度の運営に当たりましては、平成 19 年 8 月に作成した第 1 次広域計画及び平成 24 年 2 月に作成した第 2 次広域計画に基づいて、市町村と相互に協力しながら、本制度の安定的かつ円滑な運営に努めています。

この間、高齢者医療制度のあり方については、社会保障制度改革国民会議等で議論が重ねられ、平成 25 年 12 月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、持続可能な医療保険制度等を構築するための措置を、平成 29 年度までを目処に順次講ずるものとされ、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが決定されました。

こうした中、現在の第 2 次広域計画が平成 27 年度をもって計画期間の満了を迎えるに当たりまして、新たに平成 28 年度を始期とする第 3 次広域計画を作成しました。

今後、さらなる医療費の増大が予想されますが、この第 3 次広域計画に基づき、市町村と連携を図りながら、神奈川県における 95 万人余りの被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、医療保険者としてその責務を果たしてまいります。

平成 28 年 3 月

神奈川県後期高齢者医療広域連合長
加山 俊夫

2 広域計画の趣旨、計画期間及び改定

広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 の規定により、議会の議決を経て作成するもので、広域連合及び構成全市町村はこの計画に基づいて事務を処理していくこととなります。

本広域連合では、第 2 次広域計画の期間が平成 27 年度末で満了するため、第 2 次広域計画の振返りを踏まえ、第 3 次広域計画を作成しました。計画期間は平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間としました。なお、広域連合長が必要と認めたときには、随時広域計画の改定を行うものとします。

※令和 2 年 3 月の一部改定について

令和元年 5 月に「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和 2 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）が改正されることに伴い、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、本広域計画の一部改定を行いました。

3 第2次広域計画の振り返り

第2次広域計画で定めた「基本方針と施策の方向性」に基づき実施している施策事業の進捗状況及び実施結果について、神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画施策事業評価委員会において検証及び評価を行いました。

全体として、概ね計画どおり実施できているとの評価でした。第2次広域計画での「主な成果」と実施結果を踏まえた「今後の方向性」は次のとおりです。

(1) 医療費の適正化と健全な財政運営

ア 医療費の適正化

【主な成果】

診療報酬明細書の点検を進め、市町村点検分を含む平成25年度の効果は、再審査・過誤レセプト数約5万件、減点額約14億円となっています。また、医療保険と介護保険の給付調整や柔道整復療養費支給申請書の点検を実施し、重複分の返戻などを行いました。

後発医薬品の普及啓発については、平成24年度から被保険者証の送付時に希望カードを送り、利用促進を図りました。平成26年度からは、差額通知を送付し、平成26年9月から3月診療分までで、約5,637万円（保険者負担分）の効果がありませんでした。医療費通知は、平成27年度から県内全市町村で実施しています。

さらに、重複・頻回受診者についての訪問指導を平成26年度から開始しました。

【今後の方向性】

引き続き、診療報酬明細書等の効果的な点検に取り組むとともに、後発医薬品の普及の促進、重複・頻回受診者への対応を進めるなど、費用対効果を考慮しながら、医療費の適正化に取り組めます。

イ 健全な財政運営

【主な成果】

保険料の収納対策については、短期被保険者証を交付して継続的な納付勧奨をするなど、市町村と連携して収納率向上に取り組む、平成25年度の現年度収納率は、99.26%と過去最高となりました。

【今後の方向性】

神奈川県及び市町村と連携して、さらなる収納率の向上に取り組めます。

(2) 健康診査実施体制の確保

【主な成果】

健康診査の受診率が、平成25年度23.7%、平成26年度24.7%となり、市町村と連携しながら実施することができました。

【今後の方向性】

今後も各市町村と情報共有し、市町村の取組を支援します。

(3) 広域連合の運営体制の強化

【主な成果】

業務の効率化の観点から民間委託の活用を進めており、平成26・27年度も新規に業務委託を行いました。

また、事務マニュアルを随時更新し、新規に事業を行う際にもマニュアルを作成しています。

【今後の方向性】

今後も民間委託による業務の効率化を進めるとともに、業務マニュアルの整備を進め、運営体制の強化を図ります。

(4) 市町村との連携強化

【主な成果】

毎年、運営協議会を2回、幹事会を4回開催し、市町村との情報共有と連携を進めることができました。

また、「県・市町村・広域連合医療保険事務改革検討協議会」において、県・市町村と情報交換・協議を行い、事務の課題の共有と事務改善を行うことができました。

【今後の方向性】

今後も市町村との情報共有や連携の強化を進めます。

(5) 広報広聴活動の充実

【主な成果】

市町村と連携して、広報資料の配布場所を拡大するとともに、市町村の広報紙等にも掲載を依頼し、制度の周知を進めました。

コールセンターに寄せられた質問や意見を事務局内で共有し、業務改善につなげました。また、登録モニターから出された意見を市町村と共有し、業務を進める上での参考としました。

【今後の方向性】

引き続き被保険者の満足度を高めるために、効果的な広報広聴に取り組めます。

4 現状と課題

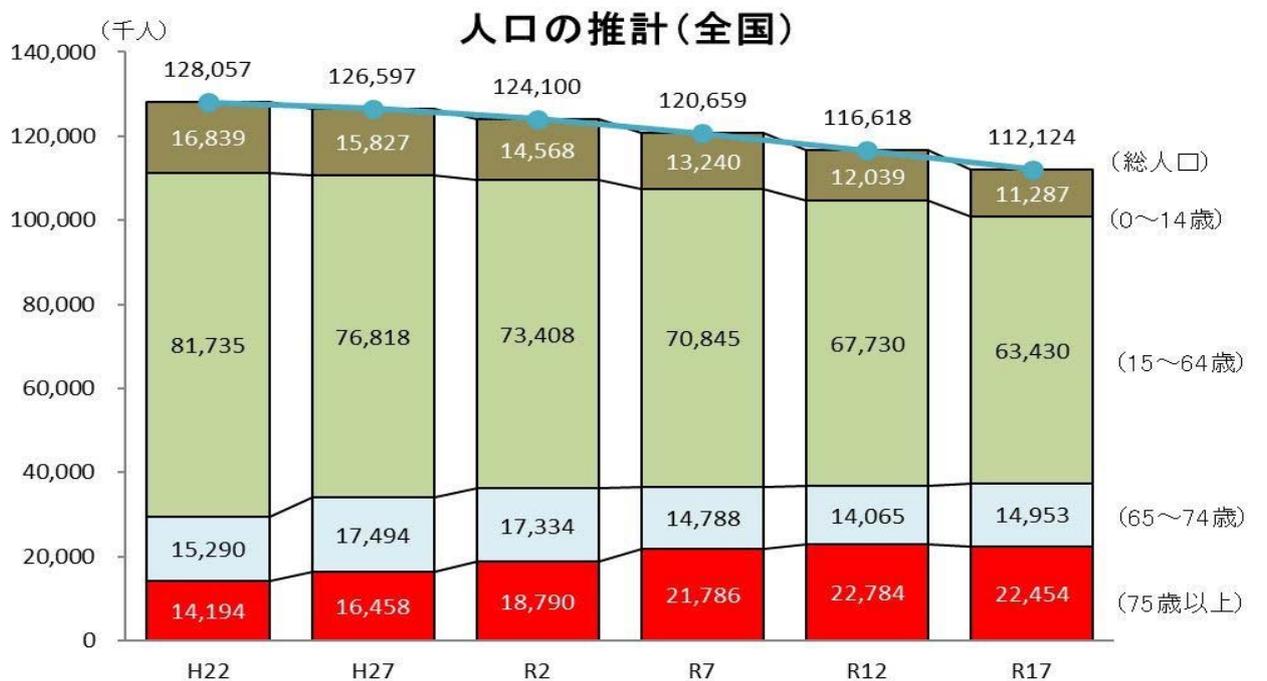
(1) 現状と今後の見込み

ア 被保険者数

日本の総人口はゆるやかに減少していく見込みですが、その一方で75歳以上の人口は増加傾向が続き、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が75歳を超える令和7年には2千万人を突破する見込みです。

神奈川県においても、総人口は平成27年頃をピークに減少に転じますが、75歳以上の人口は全国の伸び率を上回る割合で増加する見込みです。

県内の後期高齢者医療の被保険者数は、制度が開始された平成20年度は69万3千人でしたが、平成26年度には90万4千人となり、6年間で21万1千人（30%）増加しました。令和7年度には148万5千人となり、平成26年度の1.6倍を超え、その後も増加傾向は続く見込みです。



神奈川県における被保険者数の実績と今後の見込み



出典：『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計／出生中位・死亡中位）』国立社会保障・人口問題研究所

『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』国立社会保障・人口問題研究所

『後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省

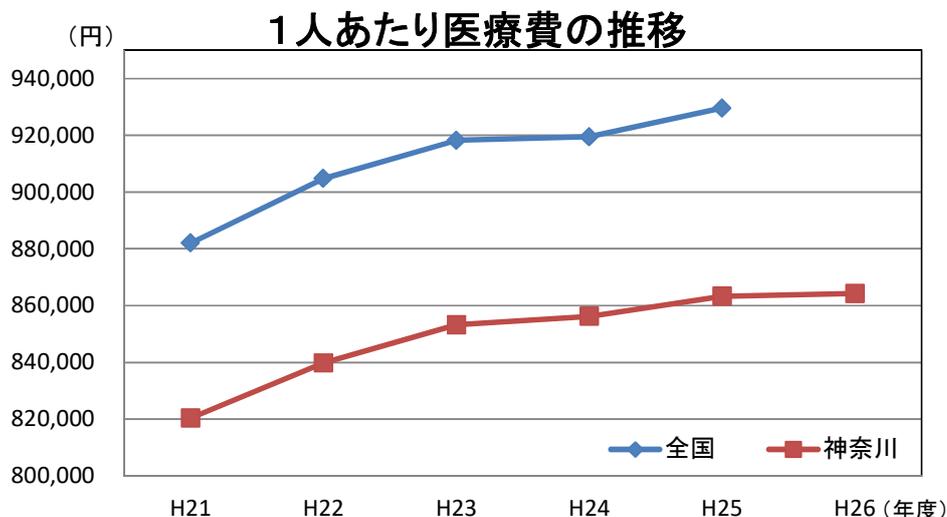
注 1：実績の被保険者数は、3 月末～2 月末における平均の被保険者数です。

注 2：平成 27 年度の見込みについては、直近の実績を踏まえて試算した数値を用いています。

イ 医療費

後期高齢者医療制度における被保険者の 1 人あたり医療費は、制度開始以来、年々増加しています。神奈川県では、平成 26 年度に 1 人あたり 864,269 円となりましたが、全国との比較では、平均を約 6 万 6 千円下回っており、全国で 30 番目の水準になっています（平成 25 年度実績額における比較）。

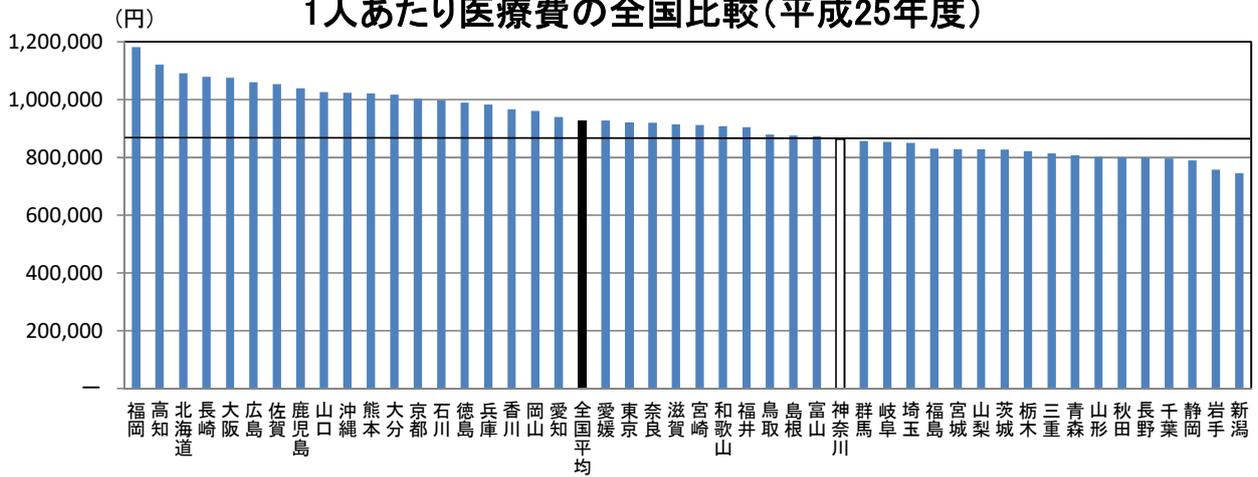
神奈川県の被保険者総医療費については、被保険者数、1 人あたり医療費ともに伸びていく見込みであることから、今後急速に増加し、令和 7 年度には平成 26 年度実績額の 1.8 倍以上となる 1 兆 4,662 億円になることが見込まれます。



1人あたり医療費の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	(年度)
全 国	882,118	904,795	918,206	919,452	929,573	—	
神 奈 川	820,437	839,844	853,262	856,200	863,346	864,269	(円)

1人あたり医療費の全国比較(平成25年度)



神奈川県における被保険者1人あたり医療費の実績と今後の見込み



神奈川県における被保険者総医療費の実績と今後の見込み



出典：『後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省

注1：平成26年度の1人あたり医療費は、第3次広域計画作成段階において未発表で、神奈川県の数値は、本広域連合が集計したものです。

注2：1人あたり医療費の見込みは、これまでの実績からの傾向を考慮した上で試算したものです。

注3：総医療費は、1人あたり医療費に、当該年度の被保険者数を乗じて算出しました。

ウ 保険料

医療費の増加に伴って、神奈川県は保険料は上昇傾向にあります。水準としては、均等割額、所得割率ともに全国平均を下回っており、全国で32番目の高さです(平成26・27年度)。

一方、神奈川県は1人あたり保険料調定額は、平成26年度は91,219円であり、全国平均を上回っていますが(平成26年度は全国で上から2番目)、所得額に対する保険料調定額の割合(負担率)は、平成26年度は7.4%であり、全国平均を下回っています(全国で下から3番目)。

保険料の推移

		H20・21	H22・23	H24・25	H26・27	※H28・29(案)	(年度)
全国	均等割額(円)	41,500	41,700	43,550	44,980		
	所得割率	7.65%	7.88%	8.55%	8.88%		
神奈川県	均等割額(円)	39,860	39,260	41,099	42,580	43,429	
	所得割率	7.45%	7.42%	8.01%	8.30%	8.66%	

出典：『後期高齢者医療制度における平成22年度及び23年度の保険料等について』厚生労働省
『後期高齢者医療制度における平成24年度及び25年度の保険料等について』厚生労働省
『後期高齢者医療制度における平成26年度及び27年度の保険料等について』厚生労働省
※平成28・29年度の神奈川県の保険料(案)については、平成27年度に本広域連合において算出したものです。

1人あたり所得額と1人あたり保険料調定額の推移

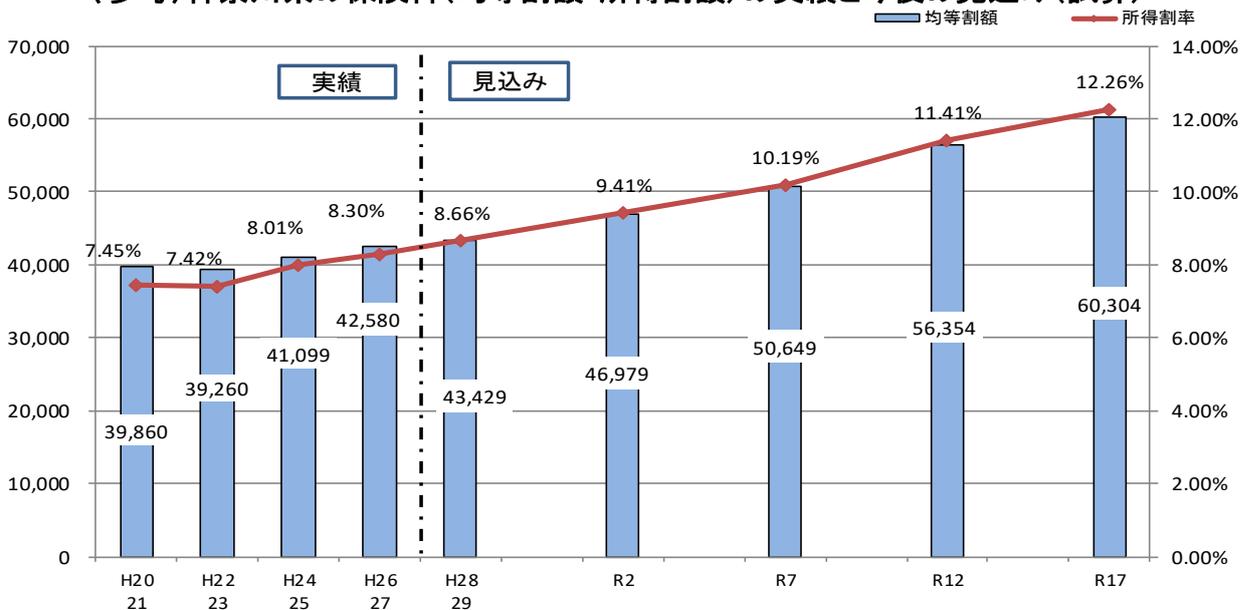
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	(年度)
全国	所得額(円)	842,000	796,000	798,000	797,000	799,000	830,000	
	保険料調定額(円)	62,822	63,083	62,659	66,715	66,689	68,318	
	負担率	7.5%	7.9%	7.9%	8.4%	8.3%	8.2%	
神奈川県	所得額(円)	1,300,000	1,216,000	1,221,000	1,208,000	1,193,000	1,228,000	
	保険料調定額(円)	87,283	85,292	84,652	89,610	88,726	91,219	
	負担率	6.7%	7.0%	6.9%	7.4%	7.4%	7.4%	

出典：『後期高齢者医療実態調査報告(平成21～26年度)』厚生労働省

注1：「所得額」および「保険料調定額」は1人あたり平均の額です。

注2：「負担率」は「保険料調定額」を「所得額」で除して算出しました。

〈参考〉神奈川県の保険料(均等割額・所得割率)の実績と今後の見込み(試算)



注：この試算は、これまでの傾向を基に今後の見込みを試算したものです。

(2) 課題

被保険者数は、「(1) 現状と今後の見込み」で示したとおり、いわゆる団塊の世代が75歳を超える令和7年頃までは急速に増加し、これに伴って被保険者の総医療費も増加していく見込みです。

増大する医療費に対応し、持続可能な制度としていくために、**医療費の適正化、健全な制度運営及び被保険者の健康の保持増進**に一層取り組んでいく必要があります。

ア 医療費の適正化

第2次広域計画においては、診療報酬明細書の点検などを通じて、医療費の適正化を推進してきましたが、今後さらに取組を進めていく必要があります。

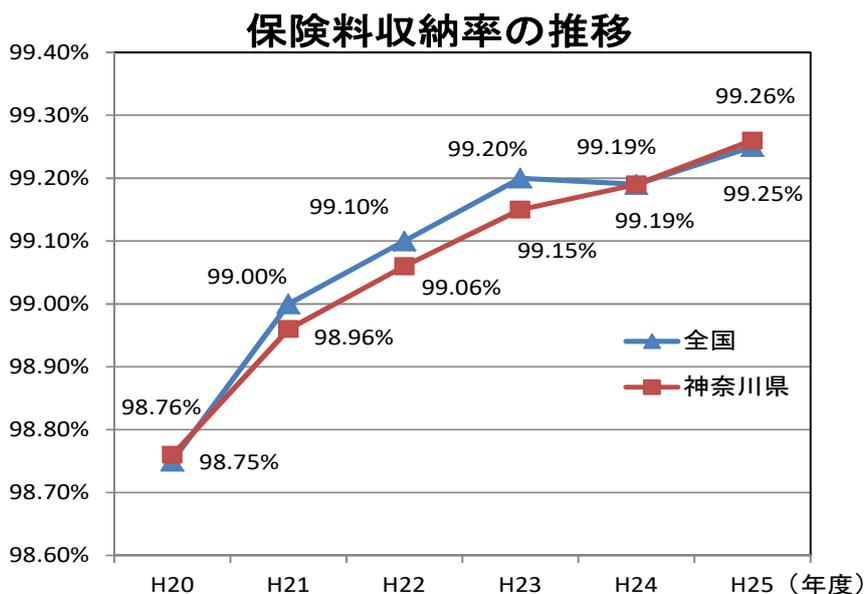
イ 健全な制度運営

現行制度は、医療費を公費、現役世代、高齢者で負担する仕組みとなっていることから、財源を的確に確保していく必要があります。

高齢者が負担する保険料については、適切な負担となる保険料率を設定するとともに、収納率を向上させる取組が必要です。

神奈川県は、着実に上昇しており、平成25年度で全国平均を0.01ポイント上回りましたが、今後も県内市町村との連携により、保険料収納率の向上を目指していく必要があります。

また、引き続き、簡素で効率的な制度運営を行っていく必要があります。



出典：平成20～25年度『後期高齢者医療事業年報
第4表都道府県別経理状況』厚生労働省

ウ 被保険者の健康保持増進

高齢化が急速に進む中、高齢者ができる限り長く自立し、充実した生活を送ることができるよう、高齢者の健康の保持増進の取組を支援することが重要になっています。個々の高齢者の生活の質の維持及び向上は、医療費全体の適正化にもつながることになります。

本広域連合では、平成27年3月に保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定しました。被保険者の健康の保持増進を図るために、この計画を着実に実施していく必要があります。

5 基本方針と施策の方向性

「3 第2次広域計画の振返り」及び「4 現状と課題」を踏まえ、第3次計画期間の施策の柱を（1）「医療費の適正化」、（2）「健全な制度運営」、（3）「高齢者保健事業の推進」とし、それぞれの「基本方針」と重点的に取り組む「施策の方向性」を、次のとおりとします。

（1）医療費の適正化

【基本方針】

医療費適正化の取組を推進することで、年々増大していく医療費の抑制を図ります。

【施策の方向性】

医療費適正化を推進するため、効果的な診療報酬明細書の点検を行うとともに、介護保険との給付調整や療養費支給申請書等の点検に取り組めます。

また、被保険者の医療費に対する認識や関心を高めるために医療費通知を実施するとともに、後発医薬品の利用促進や重複・頻回受診者への対応に取り組めます。

（2）健全な制度運営

【基本方針】

市町村等と連携・協力して健全で効率的な制度運営を行い、持続可能な医療保険制度としていきます。

【施策の方向性】

ア 制度運営

（ア）市町村との連携の推進

後期高齢者医療制度は広域連合と市町村が役割を分担しており、円滑な制度運営には相互の協力・連携が不可欠です。

既存の運営協議会、運営協議会幹事会に加え、神奈川県等が主催する「県・市町村・広域連合医療保険事務改革検討協議会」等の会議や研修を活用し、情報と課題を市町村と共有し、より良い制度運営を行っていきます。

（イ）簡素で効率的な業務執行

被保険者数の増加などによる業務量の増加に対し、業務委託や事務の電算化などにより業務執行の効率化を図ります。また、業務マニュアルの更新や整備を行うことで事務ノウハウの継承・蓄積を図り、安定的に業務を行っていきます。

（ウ）広報・広聴

広報紙・ガイドブック・小冊子等の印刷物やホームページを通して、被保険者にとって有益な情報をより分かりやすく発信出来るように工夫するなど、効果的な広報を行います。

コールセンターとの連携や登録モニター制度により、的確に被保険者のニーズを把握し、より良い制度運営につなげていきます。

(エ) 個人情報の適正な管理

個人情報に関する保護規定や情報セキュリティポリシーに基づき、適正かつ厳格な個人情報の保護及び管理を行います。

また、社会保障・税番号制度における個人番号（マイナンバー）についても、流出等の事故がないよう十分な対応・対策を進めます。

イ 財政運営

(ア) 財源の確保

今後も、医療給付費等は増加していく見込みですが、その費用を公費、現役世代、高齢者で負担する仕組みとなっていることから、財源を的確に確保していく必要があります。

負担金や補助金等の公費については、必要な医療給付費等を的確に見込み、補助制度等を最大限活用して財源の確保を図り、安定した財政運営を図ります。

(イ) 収納対策

収納対策の取組の中で、保険料の収納率は着実に向上しています。しかし今後、経済状況などの変化等により、収納をめぐる環境が厳しくなることも予想され、更なる公平性の確保のために、より一層の収納率向上を目指していくことが必要です。

県及び市町村と連携して情報の共有や課題の把握を行うことで、**収納対策実施計画**を着実に推進します。

(3) 高齢者保健事業の推進

【基本方針】

被保険者の健康の保持増進のために、保健事業実施計画（データヘルス計画）を着実に実施します。

高齢者保健事業を被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするために、事業の実施にあたっては市町村が実施する国民健康保険法の規定による国民健康保険保健事業及び介護保険法の規定による地域支援事業との一体的な実施（以下「一体的実施」という。）を推進します。

【施策の方向性】

市町村と協力・連携し、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした**健康診査、歯科健康診査、重複・頻回受診者及び重複投薬者への訪問相談**、被保険者の健康の保持増進の支援のための**健康相談**、知識の普及啓発を含めた**健康教育**等の事業を実施します。

また、高齢者保健事業の一部について市町村へ実施を委託します。委託を受けた市町村は、一体的実施のあり方を含む基本的な方針を定め、保健師等の医療専門職を配置し、KDBシステム等を活用した地域健康課題等の把握・分析や事業の企画・調整・評価、関係団体等との連絡調整、高齢者に対する支援事業などを行います。広域連合は、財源の確保、KDBシステム等を活用した県内全体の高齢者の健康課題や市町村の取組状況の整理・把握・分析、情報提供や事業評価などを行い、市町村と連携して取組を推進します。

6 広域連合と構成市町村の事務分担

広域連合及び市町村は、高確法に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。

広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付、高齢者保健事業などに関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付などに関する事務を行います。

主な業務内容は、次のとおりです。

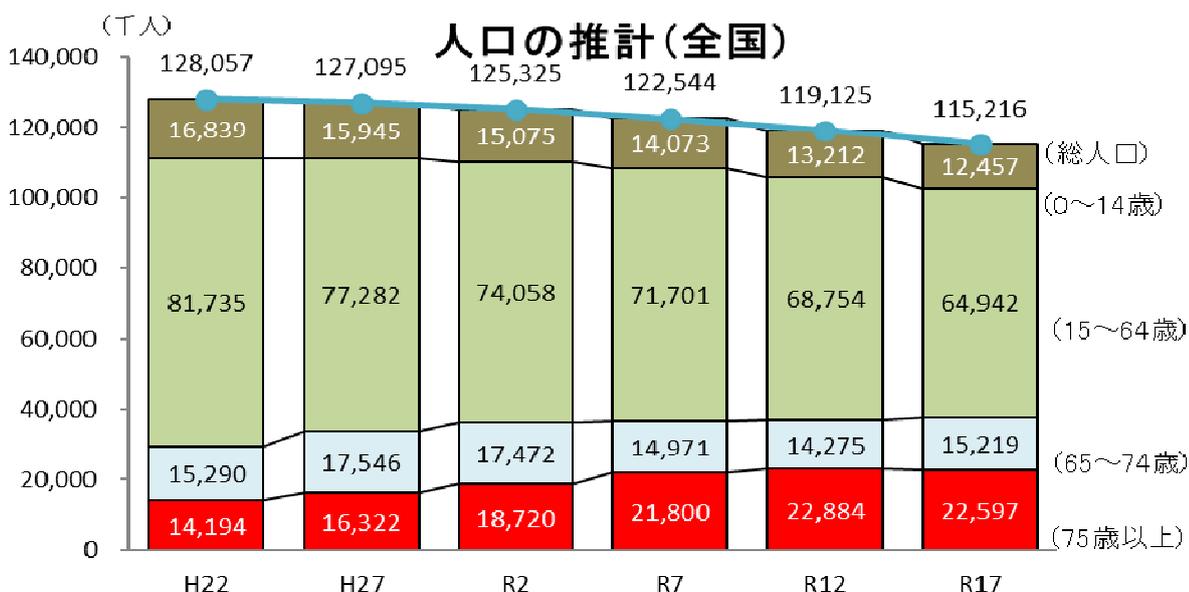
広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格管理 65歳から74歳の者の被保険者認定 被保険者証の交付、回収 短期被保険者証などの発行 特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格の取得及び喪失に関する届出書の提出の受付 65歳から74歳の者の被保険者認定に係る申請書の提出の受付 被保険者証、短期被保険者証の引渡し 被保険者証等の返還の受付 特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証に係る申請書の提出の受付
医療給付に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の審査、支払 葬祭費の支給 一部負担金の減免及び徴収猶予の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の提出の受付 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 一部負担金の減免及び徴収猶予に係る申請書の提出の受付
保険料の賦課に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 保険料率の決定 保険料の賦課 保険料の減免及び徴収猶予の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の額の通知書の引渡し 保険料の徴収 保険料の減免及び徴収猶予に係る申請書の提出の受付、またその処分に係る通知書の引渡し 保険料に関する申告書の提出の受付
高齢者保健事業に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定及び取組の実施 健康診査等に係る補助金の交付 一体的実施に係る高齢者保健事業の市町村への委託 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査等の実施 一体的実施に係る広域連合から受託した高齢者保健事業の実施
その他の後期高齢者医療制度の施行に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 電算処理システムの管理に関すること 情報公開、開示請求に関すること 広報・広聴に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、広報紙等での制度周知 その他制度に関する窓口での相談

7 施策事業の評価

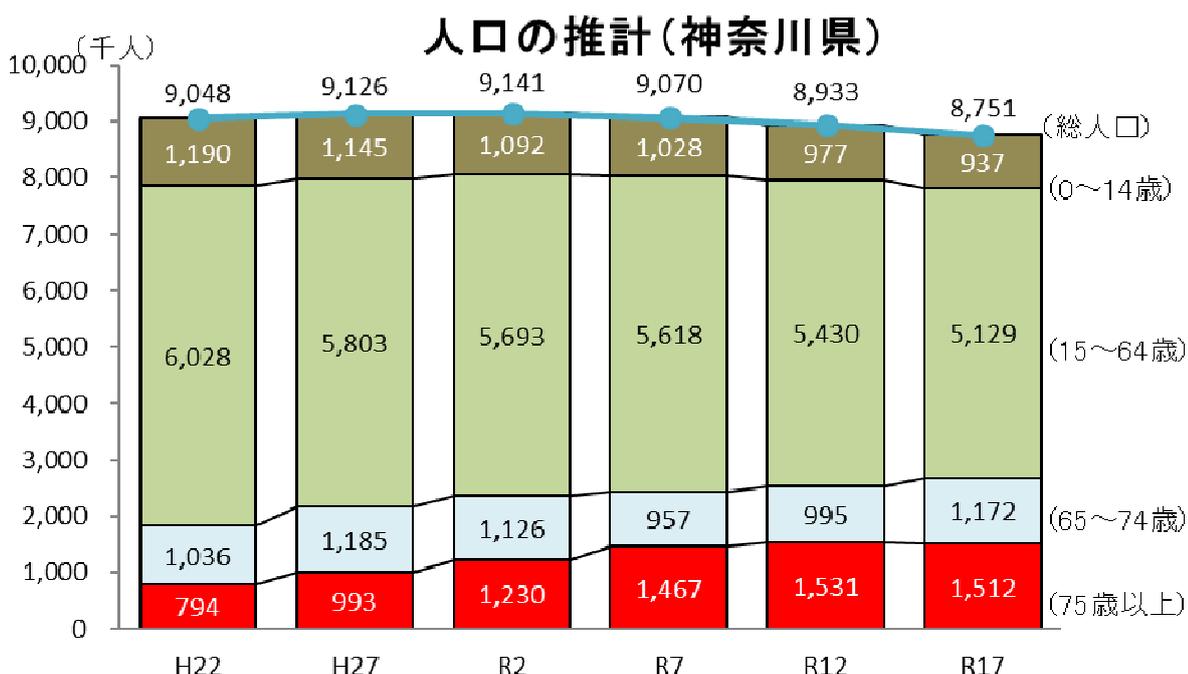
当該計画に掲げる基本方針と取組については、毎年進捗管理を行います。また、広域計画施策事業評価委員会で評価し、それを基にPDCAサイクルを回していくことで、計画を進めます。

8 令和2年一部改定時における現状

○被保険者数

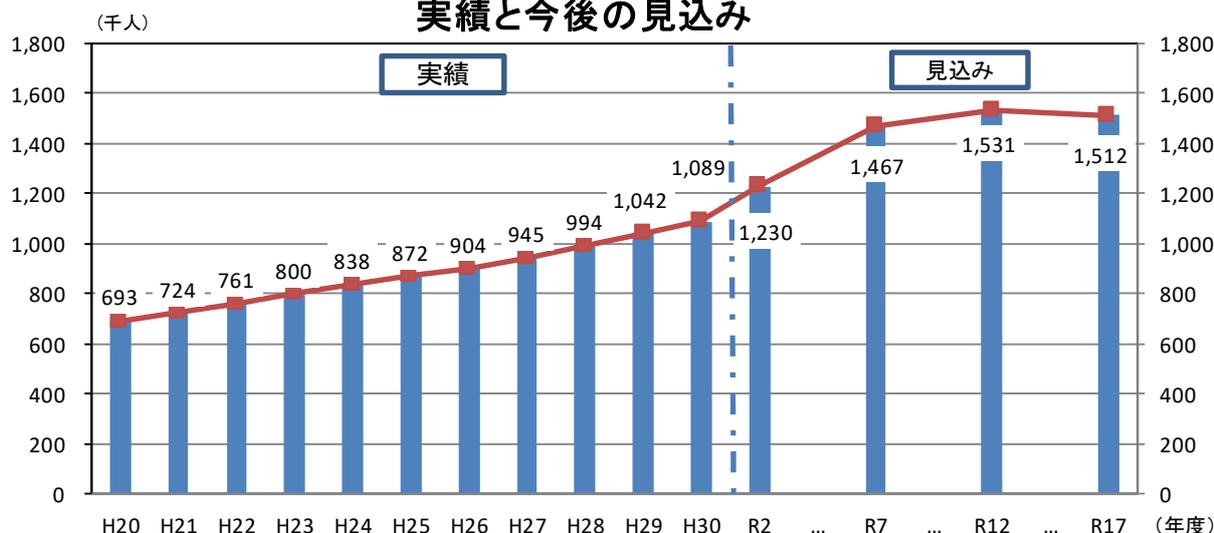


出典：『日本の将来推計人口(平成24年1月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保障・人口問題研究所
『日本の将来推計人口(平成29年度推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保障・人口問題研究所



出典：『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』国立社会保障・人口問題研究所
『日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)』国立社会保障・人口問題研究所

神奈川県における被保険者数の実績と今後の見込み



出典：『後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）第2表都道府県別医療費の状況（平成20～29年度）』厚生労働省

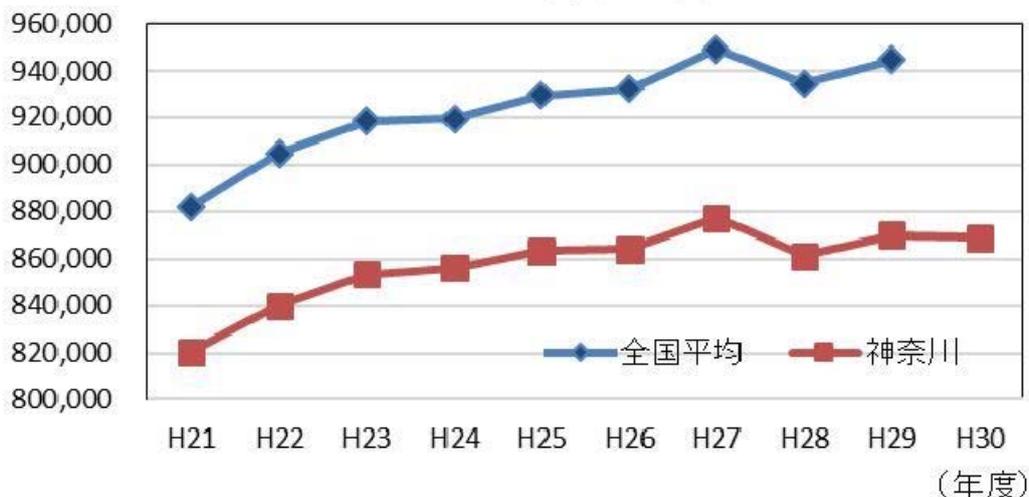
『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』国立社会保障・人口問題研究所

注1：平成30年度の実績については、神奈川県後期高齢者医療事業報告書記載の数値を用いています。

注2：令和2年度以降の被保険者数の見込みには障害認定分は加味していません。

○医療費

1人あたり医療費の推移

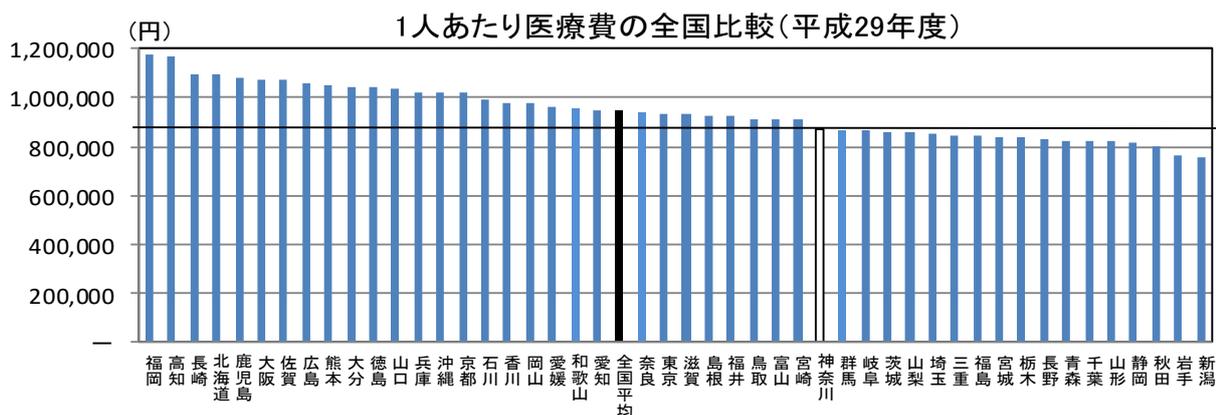


1人あたり医療費の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	(年度)
全国平均	882,118	904,795	918,206	919,452	929,573	932,290	949,070	934,547	944,561	-	
神奈川	820,437	839,844	853,262	856,200	863,346	864,269	877,313	861,265	870,070	868,869	(円)

出典：『後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）第2表都道府県別医療費の状況（平成21～29年度）』厚生労働省

注1：平成30年度の実績については、神奈川県後期高齢者医療事業報告書記載の数値を用いています。



○保険料

保険料の推移

		H20・21	H22・23	H24・25	H26・27	H28・29	H30・R1	(年度)
全国平均	均等割額（円）	41,500	41,700	43,550	44,980	45,289	45,116	
	所得割率	7.65%	7.88%	8.55%	8.88%	9.09%	8.81%	
神奈川県	均等割額（円）	39,860	39,260	41,099	42,580	43,429	41,600	
	所得割率	7.45%	7.42%	8.01%	8.30%	8.66%	8.25%	

出典：『後期高齢者医療制度の保険料率等について（平成22・23年度～平成30・31年度）』厚生労働省

1人あたり所得額と1人あたり保険料調定額の推移

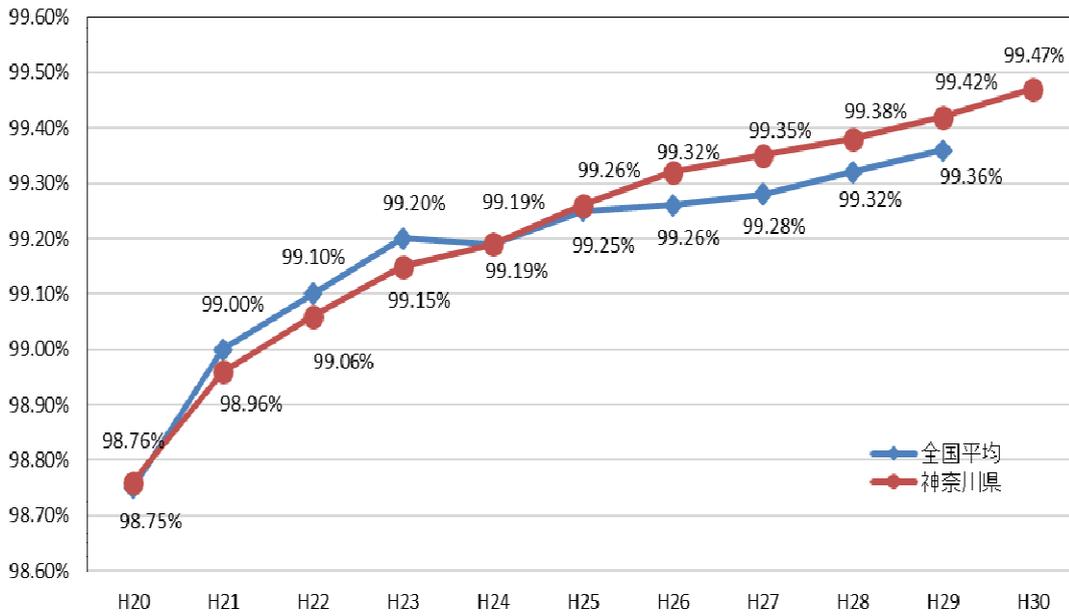
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	(年度)
全国平均	所得額（円）	842,000	796,000	798,000	797,000	799,000	830,000	804,000	828,000	840,000	857,000	
	調定額（円）	62,822	63,083	62,659	66,715	66,689	68,318	66,738	68,612	70,013	70,657	
	負担率	7.5%	7.9%	7.9%	8.4%	8.3%	8.2%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	
神奈川県	所得額（円）	1,300,000	1,216,000	1,221,000	1,208,000	1,193,000	1,228,000	1,181,000	1,194,000	1,216,000	1,209,000	
	調定額（円）	87,283	85,292	84,652	89,610	88,726	91,219	89,002	91,785	91,771	89,347	
	負担率	6.7%	7.0%	6.9%	7.4%	7.4%	7.4%	7.5%	7.7%	7.5%	7.4%	

出典：『後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告（平成21～30年度）』厚生労働省

注1：「所得額」及び「保険料調定額」は1人あたり平均の額です。

注2：「負担率」は「保険料調定額」を「所得額」で除して算出しました。

保険料収納率の推移



出典：『後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）第4表都道府県別経理状況（平成20～29年度）』厚生労働省

注1：平成30年度の実績については、神奈川県後期高齢者医療事業報告書記載の数値を用いています。

神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画 新旧対照表

新	旧	備考
<p>1 (略)</p> <p>2 広域計画の趣旨、計画期間及び改定 広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 の規定により、議会の議決を経て作成するもので、広域連合及び構成全市町村はこの計画に基づいて事務を処理していくこととなります。</p> <p>本広域連合では、第2次広域計画の期間が平成27年度末で満了するため、第2次広域計画の振返りを踏まえ、第3次広域計画を作成しました。計画期間は平成28年度から令和3年度までの6年間としました。なお、広域連合長が必要と認めるときには、随時広域計画の改定を行うものとします。</p> <p>※令和2年3月の一部改定について 令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「高確法」という。)が改正されることに伴い、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、本広域計画の一部改定を行いました。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 現状と課題 (1) 現状と今後の見込み ア 被保険者数</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 広域計画の趣旨、計画期間及び改定 広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 の規定により、議会の議決を経て作成するもので、広域連合及び構成全市町村はこの計画に基づいて事務を処理していくこととなります。</p> <p>本広域連合では、第2次広域計画の期間が平成27年度末で満了するため、第2次広域計画の振返りを踏まえ、第3次広域計画を作成しました。計画期間は平成28年度から平成33年度までの6年間としました。なお、広域連合長が必要と認めるときには、随時広域計画の改定を行うものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 現状と課題 (1) 現状と今後の見込み ア 被保険者数</p>	<p>•改元に伴う修正</p> <p>•一体的実施に伴い、一部改定を行う旨追記</p>

<p>日本の総人口はゆるやかに減少していく見込みですが、その一方で75歳以上の人口は増加傾向が続き、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が75歳を超える<u>令和7年</u>には2千万人を突破する見込みです。</p> <p>神奈川県においても、総人口は平成27年頃をピークに減少に転じますが、75歳以上の人口は全国の伸び率を上回る割合で増加する見込みです。</p> <p>県内の後期高齢者医療の被保険者数は、制度が開始された平成20年度は69万3千人でしたが、平成26年度には90万4千人となり、6年間で21万1千人（30%）増加しました。<u>令和7年度</u>には148万5千人となり、平成26年度の1.6倍を超え、その後も増加傾向は続く見込みです。</p> <p>図（略）</p>	<p>日本の総人口はゆるやかに減少していく見込みですが、その一方で75歳以上の人口は増加傾向が続き、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が75歳を超える<u>平成37年</u>には2千万人を突破する見込みです。</p> <p>神奈川県においても、総人口は平成27年頃をピークに減少に転じますが、75歳以上の人口は全国の伸び率を上回る割合で増加する見込みです。</p> <p>県内の後期高齢者医療の被保険者数は、制度が開始された平成20年度は69万3千人でしたが、平成26年度には90万4千人となり、6年間で21万1千人（30%）増加しました。<u>平成37年度</u>には148万5千人となり、平成26年度の1.6倍を超え、その後も増加傾向は続く見込みです。</p> <p>図（略）</p>	<p>イ 医療費</p> <p>後期高齢者医療制度における被保険者の1人あたり医療費は、制度開始以来、年々増加しています。神奈川県では、平成26年度に1人あたり864,269円となりましたが、全国との比較では、平均を約6万6千円下回っており、全国で30番目の水準になっています（平成25年度実績額における比較）。</p> <p>神奈川県の被保険者総医療費については、被保険者数、1人あたり医療費ともに伸びていく見込みであることから、今後急速に増加し、<u>令和7年度</u>には平成26年度実績額の1.8倍以上となる1兆4,662億円になることが見込まれます。</p> <p>図（略）</p>	<p>イ 医療費</p> <p>後期高齢者医療制度における被保険者の1人あたり医療費は、制度開始以来、年々増加しています。神奈川県では、平成26年度に1人あたり864,269円となりましたが、全国との比較では、平均を約6万6千円下回っており、全国で30番目の水準になっています（平成25年度実績額における比較）。</p> <p>神奈川県の被保険者総医療費については、被保険者数、1人あたり医療費ともに伸びていく見込みであることから、今後急速に増加し、<u>平成37年度</u>には平成26年度実績額の1.8倍以上となる1兆4,662億円になることが見込まれます。</p> <p>図（略）</p>	<p>・改元に伴う修正</p> <p>・改元に伴う修正</p> <p>・改元に伴う修正</p>
--	--	--	---	---

<p>ウ (略)</p> <p>(2) 課題</p> <p>被保険者数は、「(1) 現状と今後の見込み」で示したとおり、いわゆる団塊の世代が75歳を超える令和7年頃までは急速に増加し、これに伴って被保険者の総医療費も増加していく見込みです。</p> <p>増大する医療費に対応し、持続可能な制度としていくために、医療費の適正化、健全な制度運営及び被保険者の健康の保持増進に一層取り組んでいく必要があります。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>5 基本方針と施策の方向性</p> <p>「3 第2次広域計画の振り返り」及び「4 現状と課題」を踏まえ、第3次計画期間の施策の柱を(1)「医療費の適正化」、(2)「健全な制度運営」、(3)「高齢者保健事業の推進」とし、それぞれの「基本方針」と重点的に取り組む「施策の方向性」を、次のとおりとします。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 高齢者保健事業の推進</p> <p>【基本方針】</p> <p>被保険者の健康の保持増進のために、保健事業実施計画（データヘルス計画）を着実に実施します。</p> <p>高齢者保健事業を被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、事業の実施にあたっては市町村が実施する国民健康保険法の規</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(2) 課題</p> <p>被保険者数は、「(1) 現状と今後の見込み」で示したとおり、いわゆる団塊の世代が75歳を超える平成37年頃までは急速に増加し、これに伴って被保険者の総医療費も増加していく見込みです。</p> <p>増大する医療費に対応し、持続可能な制度としていくために、医療費の適正化、健全な制度運営及び被保険者の健康の保持増進に一層取り組んでいく必要があります。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>5 基本方針と施策の方向性</p> <p>「3 第2次広域計画の振り返り」及び「4 現状と課題」を踏まえ、第3次計画期間の施策の柱を(1)「医療費の適正化」、(2)「健全な制度運営」、(3)「保健事業の推進」とし、それぞれの「基本方針」と重点的に取り組む「施策の方向性」を、次のとおりとします。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 保健事業の推進</p> <p>【基本方針】</p> <p>被保険者の健康の保持増進のために保健事業実施計画（データヘルス計画）を着実に実施します。</p> <p>・「高齢者保健事業」という法律の記載と整合</p> <p>・基本方針に一体的実施</p>
---	---

<p>定による国民健康保険保健事業及び介護保険法の規定による地域支援事業との一体的な実施（以下「一体的実施」という。）を推進します。</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>市町村と協力・連携し、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした健康診査、<u>歯科健康診査</u>、<u>重複・頻回受診者及び重複投薬者への訪問相談</u>、<u>被保険者の健康の保持増進の支援のための健康相談</u>、<u>知識の普及啓発を含めた健康教育等の事業を実施します。</u></p> <p><u>また、高齢者保健事業の一部について市町村へ実施を委託します。委託を受けた市町村は、一体的実施のあり方を含む基本的な方針を定め、保健師等の医療専門職を配置し、KDBシステム等を活用した地域健康課題等の把握・分析や事業の企画・調整・評価、関係団体等との連絡調整、高齢者に対する支援事業などを行います。</u>広域連合は、<u>財源の確保、KDBシステム等を活用した県内全体の高齢者の健康課題や市町村の取組状況の整理・把握・分析、情報提供や事業評価などを行い、市町村と連携して取組を推進します。</u></p> <p>6 広域連合と構成市町村の事務分担</p> <p>広域連合及び市町村は、<u>高確法に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づき事務を担うもの</u>とします。</p> <p>広域連合では、<u>被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付、高齢者保健事業などに関する事務</u>を行い、市町村では、<u>保険料の徴収、各種申請の受付</u>などに関する事務を行います。</p> <p>主な業務内容は、次のとおりです。</p>	<p>について記載</p> <p>・一体的実施に伴い、市町村へ事業委託すること、市町村及び広域連合の実施事項を記載</p> <p>・法律名の省略</p> <p>・実施する事務の追記</p> <p>6 広域連合と構成市町村の事務分担</p> <p>広域連合及び市町村は、<u>「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うもの</u>とします。</p> <p>広域連合では、<u>被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付などに関する事務</u>を行い、市町村では、<u>保険料の徴収、各種申請の受付</u>に関する事務を行います。</p> <p>主な業務内容は、次のとおりです。</p>
--	---

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 1191 300 2087"> <p>広域連合が担う事務</p> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="300 1191 691 2087"> <p>市町村が担う事務</p> <p>高齢者保健事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定及び取組の実施 ・健康診査等に係る補助金の交付 ・一体的実施に係る高齢者保健事業の市町村への委託 <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>広域連合が担う事務</p> <p>(略)</p>	<p>市町村が担う事務</p> <p>高齢者保健事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定及び取組の実施 ・健康診査等に係る補助金の交付 ・一体的実施に係る高齢者保健事業の市町村への委託 <p>(略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 87 300 1191"> <p>広域連合が担う事務</p> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="300 87 691 1191"> <p>市町村が担う事務</p> <p>保健事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業計画、データヘルス計画の策定 ・健康診査に係る補助金の交付 <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>広域連合が担う事務</p> <p>(略)</p>	<p>市町村が担う事務</p> <p>保健事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業計画、データヘルス計画の策定 ・健康診査に係る補助金の交付 <p>(略)</p>	<p>・左記計画の取組を実施する旨追記</p> <p>・「長寿・健康増進事業」などの健康診査以外の補助金交付事業がある旨を「等」として追記</p> <p>・広域連合及び市町村の一体的実施に係る事務を記載</p> <p>・一部改定時における現状の数値等を記載</p>
<p>広域連合が担う事務</p> <p>(略)</p>	<p>市町村が担う事務</p> <p>高齢者保健事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定及び取組の実施 ・健康診査等に係る補助金の交付 ・一体的実施に係る高齢者保健事業の市町村への委託 <p>(略)</p>					
<p>広域連合が担う事務</p> <p>(略)</p>	<p>市町村が担う事務</p> <p>保健事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業計画、データヘルス計画の策定 ・健康診査に係る補助金の交付 <p>(略)</p>					
7 (略)	7 (略)					
8	令和2年一部改定時における現状					
○	被保険者数					
☒	(略)					
○	医療費					
☒	(略)					
○	保険料					
☒	(略)					

議案第4号

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第2号）について

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550,922千円を追加し、歳入歳出それぞれ4,229,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		733,514	550,922	1,284,436
	1. 繰越金	733,514	550,922	1,284,436
歳入	合計	3,678,755	550,922	4,229,677

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,667,456	550,922	4,218,378
	1. 総務管理費	3,667,053	550,922	4,217,975
歳 出	合 計	3,678,755	550,922	4,229,677

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	733,514	550,922	1,284,436
歳入合計	3,678,755	550,922	4,229,677

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,667,456	550,922	4,218,378			550,922	
歳 出 合 計	3,678,755	550,922	4,229,677			550,922	

2 歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	733,514	550,922	1,284,436
計	733,514	550,922	1,284,436

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	550,922	

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,730,509	16,287	2,746,796			16,287	
2. 財政調整基金費	203,025	534,635	737,660			534,635	
計	3,667,053	550,922	4,217,975			550,922	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利子 及び割引料	16,287	
25. 積立金	534,635	

議案第5号

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,057,777千円を追加し、歳入歳出それぞれ931,061,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金		184,955,154	△463,606	184,491,548
	1. 市町村負担金	184,955,154	△463,606	184,491,548
8. 繰越金		10,000,000	3,521,383	13,521,383
	1. 繰越金	10,000,000	3,521,383	13,521,383
歳 入 合 計		928,003,867	3,057,777	931,061,644

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		262	1,669,826	1,670,088
	1. 基金積立金	262	1,669,826	1,670,088
6. 諸支出金		10,204,078	1,387,951	11,592,029
	1. 償還金及び還付加算金	10,204,078	1,387,951	11,592,029
歳 出 合 計		928,003,867	3,057,777	931,061,644

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	184,955,154	△463,606	184,491,548
8. 繰越金	10,000,000	3,521,383	13,521,383
歳入合計	928,003,867	3,057,777	931,061,644

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 基金積立金	262	1,669,826	1,670,088			1,669,826	
6. 諸支出金	10,204,078	1,387,951	11,592,029			1,387,951	
歳 出 合 計	928,003,867	3,057,777	931,061,644			3,057,777	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 療養給付費負担金	68,843,403	△463,606	68,379,797
計	184,955,154	△463,606	184,491,548

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	10,000,000	3,521,383	13,521,383
計	10,000,000	3,521,383	13,521,383

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 現年度分	△463,606	○現年度分の療養給付費負担金	△463,606
		横浜市負担金	△78,500
		川崎市負担金	△237,547
		相模原市負担金	45,222
		横須賀市負担金	5,333
		平塚市負担金	△64,408
		鎌倉市負担金	△6,923
		藤沢市負担金	△7,264
		小田原市負担金	△1,528
		茅ヶ崎市負担金	7,852
		逗子市負担金	2,483
		三浦市負担金	12,345
		秦野市負担金	△22,083
		厚木市負担金	△28,499
		大和市負担金	△5,013
		伊勢原市負担金	12,415
		海老名市負担金	19,817
		座間市負担金	10,431
		南足柄市負担金	△10,671
		綾瀬市負担金	△10,539
		葉山町負担金	△2,458
		寒川町負担金	△910
		大磯町負担金	△10,522
		二宮町負担金	△19,225
		中井町負担金	△1,863
		大井町負担金	△12,408
		松田町負担金	△4,647
		山北町負担金	△3,804
		開成町負担金	△5,089
		箱根町負担金	△11,735
		真鶴町負担金	△4,650
		湯河原町負担金	△1,348
		愛川町負担金	△23,724
		清川村負担金	△4,146

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 繰越金	3,521,383	○前年度繰越金	3,521,383

3 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	262	1,669,826	1,670,088			1,669,826	
計	262	1,669,826	1,670,088			1,669,826	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,204,078	1,387,951	11,592,029			1,387,951	
計	10,204,078	1,387,951	11,592,029			1,387,951	

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
25. 積立金	1,669,826	○療養給付費等支払準備基金積立金	1,669,826

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
23. 償還金、利子 及び割引料	1,387,951	○償還金	1,387,951

議案第6号

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
について

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,098,987千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		2,400,261
	1. 負担金	2,400,261
2. 国庫支出金		495,642
	1. 国庫補助金	495,642
3. 財産収入		39
	1. 財産運用収入	39
4. 繰入金		203,024
	1. 基金繰入金	203,024
5. 繰越金		2
	1. 繰越金	2
6. 諸収入		19
	1. 預金利子	18
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		3,098,987

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,182
	1. 議会費	1,182
2. 総務費		3,087,805
	1. 総務管理費	3,087,404
	2. 選挙費	55
	3. 監査委員費	346
3. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,098,987

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	2,400,261	2,525,468	△125,207
2. 国庫支出金	495,642	419,747	75,895
3. 財産収入	39	10	29
4. 繰入金	203,024	0	203,024
5. 繰越金	2	2	0
6. 諸収入	19	16	3
歳入合計	3,098,987	2,945,243	153,744

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,182	1,299	△117				1,182
2. 総務費	3,087,805	2,933,944	153,861	495,642		203,084	2,389,079
3. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	3,098,987	2,945,243	153,744	495,642		203,084	2,400,261

2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	2,400,261	2,525,468	△125,207
計	2,400,261	2,525,468	△125,207

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 民生費国庫補助金	495,642	419,747	75,895
計	495,642	419,747	75,895

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	39	10	29
計	39	10	29

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 事務費負担金	2,400,261	○事務費負担金 2,400,261 横浜市負担金 926,952 川崎市負担金 333,681 相模原市負担金 180,513 横須賀市負担金 119,693 平塚市負担金 70,432 鎌倉市負担金 56,315 藤沢市負担金 111,256 小田原市負担金 55,762 茅ヶ崎市負担金 66,619 逗子市負担金 21,746 三浦市負担金 17,696 秦野市負担金 45,496 厚木市負担金 57,266 大和市負担金 60,729 伊勢原市負担金 28,849 海老名市負担金 35,567 座間市負担金 35,733 南足柄市負担金 15,847 綾瀬市負担金 25,326 葉山町負担金 13,419 寒川町負担金 15,758 大磯町負担金 13,368 二宮町負担金 12,469 中井町負担金 6,264 大井町負担金 8,077 松田町負担金 6,958 山北町負担金 6,909 開成町負担金 8,051 箱根町負担金 7,173 真鶴町負担金 6,093 湯河原町負担金 11,901 愛川町負担金 13,875 清川村負担金 4,468

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	495,642	○特別調整交付金 495,642

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	39	○財政調整基金及び保健事業等支援基金運用利子 39

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整基金繰入金	203,024	0	203,024
計	203,024	0	203,024

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	2	2	0
計	2	2	0

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	18	15	3
計	18	15	3

(款) 6. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	203,024	○財政調整基金繰入金 203,024

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	2	○前年度繰越金 2

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	18	○預金利子 18

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1	○雑入 1

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,182	1,299	△117				1,182
計	1,182	1,299	△117				1,182

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	3,087,363	2,730,509	356,854	495,642		203,043	2,388,678

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	416	○議会運営費	1,182
8. 旅費	243	1. 報酬	416
9. 交際費	14	広域連合議員報酬	416
10. 需用費	9	8. 旅費	243
11. 役務費	80	普通旅費	199
13. 使用料及び賃借料	420	費用弁償	44
		9. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		10. 需用費	9
		食糧費	9
		11. 役務費	80
		通信運搬費	80
		13. 使用料及び賃借料	420
		広域連合議会会場使用料	400
		自動車借上料	20

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	7,585	○広域連合運営管理費	121,212
3. 職員手当等	1,540	1. 報酬	7,585
4. 共済費	1,587	委員報酬	480
7. 報償費	348	非常勤職員報酬	7,105
8. 旅費	1,769	3. 職員手当等	1,540
9. 交際費	30	非常勤職員手当等	1,540
10. 需用費	41,188	4. 共済費	1,587
11. 役務費	733,106	社会保険料事業負担金	1,587
12. 委託料	1,270,749	7. 報償費	240
13. 使用料及び賃借料	222,172	報償費	240
17. 備品購入費	300	8. 旅費	1,769
18. 負担金、補助及び交付金	806,987	普通旅費	743
		費用弁償	1,026
		9. 交際費	30
		広域連合長交際費	30
22. 償還金、利子及び割引料	1	10. 需用費	11,428
27. 繰出金	1	消耗品費	3,811
		食糧費	12
		印刷製本費	105
		光熱水費	7,300
		修繕料	200
		11. 役務費	4,442
		通信運搬費	4,433
		手数料	9
		12. 委託料	28,083
		高齢者医療事業実施委託料	13,419
		その他委託料	14,664
		13. 使用料及び賃借料	63,528
		○A機器使用料及び賃借料	18,295

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		事務所借上料	45,125
		自動車借上料	8
		放送受信料	15
		その他の使用料及び賃借料	85
		17. 備品購入費	300
		庁内器具購入費	300
		18. 負担金、補助及び交付金	680
		研修会負担金等	680
		○広域連合事業費負担金	410,003
		18. 負担金、補助及び交付金	410,003
		市派遣職員人件費負担金	410,003
		○会計関係費	73
		10. 需用費	27
		消耗品費	27
		13. 使用料及び賃借料	46
		○A機器使用料及び賃借料	27
		その他の使用料及び賃借料	19
		○保健事業費	321,576
		7. 報償費	108
		報償費	108
		10. 需用費	10
		消耗品費	10
		11. 役務費	32
		通信運搬費	32
		12. 委託料	22,424
		その他委託料	22,424
		18. 負担金、補助及び交付金	299,000
		市町村補助金	299,000
		22. 償還金、利子及び割引料	1
		償還金	1
		27. 繰出金	1
		特別会計繰出金	1
		○保険料関係事業費	38,033
		10. 需用費	5,483
		消耗品費	3
		印刷製本費	5,480
		11. 役務費	12,465
		通信運搬費	10,727
		手数料	1,738
		12. 委託料	4,408
		保険料関係委託料	4,408
		18. 負担金、補助及び交付金	15,677
		市町村補助金	15,677
		○資格管理事業費	526,721
		10. 需用費	11,911
		消耗品費	100
		印刷製本費	11,811
		11. 役務費	444,863
		通信運搬費	444,863

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	16	203,025	△203,009			16	
3. 保健事業等支援基金費	25	7	18			25	
計	3,087,404	2,933,541	153,863	495,642		203,084	2,388,678

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		12. 委託料	69,947
		資格関係委託料	69,947
		○給付関係事業費	214,767
		10. 需用費	557
		消耗品費	47
		印刷製本費	510
		11. 役務費	84,830
		通信運搬費	84,829
		手数料	1
		12. 委託料	129,380
		給付関係委託料	129,380
		○医療費適正化事業費	567,240
		10. 需用費	455
		消耗品費	93
		印刷製本費	362
		11. 役務費	186,348
		通信運搬費	186,227
		手数料	121
		12. 委託料	380,311
		医療費適正化事業委託料	380,311
		18. 負担金、補助及び交付金	126
		負担金等	126
		○電算システム関係費	858,957
		10. 需用費	366
		消耗品費	366
		12. 委託料	618,492
		システム関係委託料	618,492
		13. 使用料及び賃借料	158,598
		○A機器使用料及び賃借料	158,598
		18. 負担金、補助及び交付金	81,501
		負担金等	81,501
		○広報広聴活動関係費	28,781
		10. 需用費	10,951
		消耗品費	3
		印刷製本費	10,948
		11. 役務費	126
		通信運搬費	126
		12. 委託料	17,704
		広報広聴関係委託料	17,704
24. 積立金	16	○財政調整基金費	16
		24. 積立金	16
		財政調整基金積立金	16
24. 積立金	25	○保健事業等支援基金費	25
		24. 積立金	25
		保健事業等支援基金積立金	25

(款) 2. 総務費

(項) 2. 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	55	55	0				55
計	55	55	0				55

(款) 2. 総務費

(項) 3. 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	346	348	△2				346
計	346	348	△2				346

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	55
8. 旅費	29	1. 報酬	25
10. 需用費	1	委員報酬	25
		8. 旅費	29
		普通旅費	22
		費用弁償	7
		10. 需用費	1
		食糧費	1

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	292	○監査委員費	346
8. 旅費	48	1. 報酬	292
10. 需用費	6	委員報酬	292
		8. 旅費	48
		普通旅費	17
		費用弁償	31
		10. 需用費	6
		消耗品費	2
		食糧費	4

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
28. 予備費	10,000	○予備費	10,000
		28. 予備費	10,000
		予備費	10,000

歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	2,400,261	77.5%	1. 議会費	1,182	0.1%
2. 国庫支出金	495,642	16.0%	2. 総務費	3,087,805	99.6%
3. 財産収入	39	0.0%	3. 予備費	10,000	0.3%
4. 繰入金	203,024	6.5%			
5. 繰越金	2	0.0%			
6. 諸収入	19	0.0%			
歳入合計	3,098,987	100.0%	歳出合計	3,098,987	100.0%

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,213	0	0	1,213	0	1,213
前 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,213	0	0	1,213	0	1,213
比 較	長等	0人	0	0	0	0	0	
	議員	0人	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0人	0	0	0	0	0	
	計	0人	0	0	0	0	0	

2 一般職

(1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	合計			
本 年 度	3人	7,105	0	1,540	8,645	1,587	10,232	
前 年 度	0人	0	0	0	0	0	0	
比 較	3人	7,105	0	1,540	8,645	1,587	10,232	

議案第7号

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ958,330,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,700,000千円と定める。

令和2年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 恒 夫

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市町村支出金		198,100,989
	1. 市町村負担金	198,100,989
2. 国庫支出金		266,750,654
	1. 国庫負担金	218,630,353
	2. 国庫補助金	48,120,301
3. 県支出金		76,914,794
	1. 県負担金	76,914,794
4. 支払基金交付金		403,656,517
	1. 支払基金交付金	403,656,517
5. 特別高額医療費共同事業交付金		350,472
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	350,472
6. 財産収入		193
	1. 財産運用収入	193
7. 繰入金		4,418,889
	1. 基金繰入金	4,418,888
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		7,000,000
	1. 繰越金	7,000,000
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		1,137,652
	1. 預金利子	1,000
	2. 雑入	1,136,652
歳 入	合 計	958,330,161

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		943,830,275
	1. 保険給付費	943,830,275
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		467,297
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	467,297
3. 保健事業費		3,827,339
	1. 健康保持増進事業費	3,827,339
4. 基金積立金		193
	1. 基金積立金	193
5. 公債費		1,000
	1. 利子	1,000
6. 諸支出金		10,204,057
	1. 償還金及び還付加算金	10,204,057
歳 出	合 計	958,330,161

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	198,100,989	184,955,154	13,145,835
2. 国庫支出金	266,750,654	258,884,939	7,865,715
3. 県支出金	76,914,794	74,088,731	2,826,063
4. 支払基金交付金	403,656,517	394,051,007	9,605,510
5. 特別高額医療費共同事業交付金	350,472	411,604	△61,132
6. 財産収入	193	262	△69
7. 繰入金	4,418,889	4,559,680	△140,791
8. 繰越金	7,000,000	10,000,000	△3,000,000
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	1,137,652	1,052,489	85,163
歳入合計	958,330,161	928,003,867	30,326,294

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 保険給付費	943,830,275	913,979,872	29,850,403	342,712,972		601,117,303	
2. 特別高額医療費共同事業拠出金	467,297	548,806	△81,509	116,825		350,472	
3. 保健事業費	3,827,339	3,269,849	557,490	835,651		2,991,688	
4. 基金積立金	193	262	△69			193	
5. 公債費	1,000	1,000	0			1,000	
6. 諸支出金	10,204,057	10,204,078	△21			10,204,057	
歳 出 合 計	958,330,161	928,003,867	30,326,294	343,665,448		614,664,713	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	126,821,025	116,111,751	10,709,274

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 保険料納付金	110,851,338	○保険料納付金	110,851,338
		横浜市納付金	46,050,587
		川崎市納付金	14,537,054
		相模原市納付金	7,972,987
		横須賀市納付金	5,703,134
		平塚市納付金	3,026,953
		鎌倉市納付金	3,530,541
		藤沢市納付金	5,571,099
		小田原市納付金	2,395,940
		茅ヶ崎市納付金	3,202,498
		逗子市納付金	1,138,978
		三浦市納付金	656,453
		秦野市納付金	1,941,997
		厚木市納付金	2,543,972
		大和市納付金	2,623,148
		伊勢原市納付金	1,191,106
		海老名市納付金	1,533,987
		座間市納付金	1,374,209
		南足柄市納付金	616,774
		綾瀬市納付金	1,045,572
		葉山町納付金	634,878
		寒川町納付金	544,382
		大磯町納付金	553,584
		二宮町納付金	509,729
		中井町納付金	122,397
		大井町納付金	199,479
		松田町納付金	157,545
		山北町納付金	152,722
		開成町納付金	203,252
		箱根町納付金	169,747
		真鶴町納付金	109,752
		湯河原町納付金	375,902
		愛川町納付金	404,667
清川村納付金	38,313		
保険料延滞金	18,000		
2. 滞納繰越金	447,658	○滞納繰越金	447,658
		横浜市納付金	151,800
		川崎市納付金	92,331
		相模原市納付金	40,766
		横須賀市納付金	20,166
		平塚市納付金	14,177
		鎌倉市納付金	11,966
		藤沢市納付金	17,334
		小田原市納付金	13,671
		茅ヶ崎市納付金	9,947
		逗子市納付金	12,026
三浦市納付金	3,616		

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		秦野市納付金	7,144
		厚木市納付金	10,031
		大和市納付金	6,615
		伊勢原市納付金	5,629
		海老名市納付金	1,518
		座間市納付金	1,864
		南足柄市納付金	4,513
		綾瀬市納付金	4,782
		葉山町納付金	2,812
		寒川町納付金	2,712
		大磯町納付金	1,117
		二宮町納付金	803
		中井町納付金	1
		大井町納付金	29
		松田町納付金	1,046
		山北町納付金	156
		開成町納付金	620
		箱根町納付金	1,814
		真鶴町納付金	1,738
		湯河原町納付金	2,905
		愛川町納付金	1,818
		清川村納付金	191
3. 保険基盤安定制度拠 出金	15,522,029	○保険基盤安定制度拠出金	15,522,029
		横浜市拠出金	6,133,227
		川崎市拠出金	2,001,047
		相模原市拠出金	1,229,554
		横須賀市拠出金	881,563
		平塚市拠出金	506,985
		鎌倉市拠出金	376,418
		藤沢市拠出金	704,085
		小田原市拠出金	416,582
		茅ヶ崎市拠出金	430,248
		逗子市拠出金	132,101
		三浦市拠出金	139,284
		秦野市拠出金	312,908
		厚木市拠出金	353,904
		大和市拠出金	383,951
		伊勢原市拠出金	177,609
		海老名市拠出金	196,356
		座間市拠出金	233,849
		南足柄市拠出金	89,396
		綾瀬市拠出金	152,643
		葉山町拠出金	66,138
		寒川町拠出金	89,834
		大磯町拠出金	74,898
		二宮町拠出金	69,511
		中井町拠出金	19,316
		大井町拠出金	32,062

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			
2. 療養給付費負担金	71,279,964	68,843,403	2,436,561
計	198,100,989	184,955,154	13,145,835

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		松田町拠出金	26,675
		山北町拠出金	26,499
		開成町拠出金	27,989
		箱根町拠出金	34,033
		真鶴町拠出金	26,981
		湯河原町拠出金	92,243
		愛川町拠出金	77,088
		清川村拠出金	7,052
1. 現年度分	71,279,964	○現年度分の療養給付費負担金	71,279,964
		横浜市負担金	28,827,313
		川崎市負担金	9,498,000
		相模原市負担金	5,359,518
		横須賀市負担金	4,179,248
		平塚市負担金	2,259,028
		鎌倉市負担金	1,790,694
		藤沢市負担金	3,211,379
		小田原市負担金	1,810,711
		茅ヶ崎市負担金	1,930,443
		逗子市負担金	656,358
		三浦市負担金	575,176
		秦野市負担金	1,384,715
		厚木市負担金	1,495,182
		大和市負担金	1,631,387
		伊勢原市負担金	783,327
		海老名市負担金	895,803
		座間市負担金	990,076
		南足柄市負担金	397,332
		綾瀬市負担金	664,355
		葉山町負担金	324,685
		寒川町負担金	386,017
		大磯町負担金	362,448
		二宮町負担金	330,085
		中井町負担金	104,765
		大井町負担金	143,981
		松田町負担金	121,647
		山北町負担金	126,296
		開成町負担金	134,550
		箱根町負担金	130,866
		真鶴町負担金	102,324
		湯河原町負担金	345,939
		愛川町負担金	294,458
		清川村負担金	31,858

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	213,839,891	206,530,209	7,309,682
2. 高額医療費負担金	4,790,462	4,321,548	468,914
計	218,630,353	210,851,757	7,778,596

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	46,840,687	44,810,974	2,029,713
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	741,943	718,455	23,488
3. 円滑運営臨時特例交付金	537,670	2,503,752	△1,966,082
4. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	48,120,301	48,033,182	87,119

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	72,078,058	69,700,303	2,377,755
2. 高額医療費負担金	4,836,736	4,388,428	448,308
計	76,914,794	74,088,731	2,826,063

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	403,656,517	394,051,007	9,605,510
計	403,656,517	394,051,007	9,605,510

(款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	350,472	411,604	△61,132
計	350,472	411,604	△61,132

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	193	262	△69
計	193	262	△69

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	213,839,890	○現年度分の療養給付費負担金 213,839,890
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	4,779,844	○現年度分の高額医療費負担金 4,779,844
2. 過年度分	10,618	○過年度分の高額医療費負担金 10,618

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	46,840,687	○普通調整交付金 46,630,154 ○特別調整交付金 210,533
1. 健康診査事業補助金	625,118	○健康診査事業補助金 625,118
2. 特別高額医療費共同事業補助金	116,825	○特別高額医療費共同事業補助金 116,825
1. 円滑運営臨時特例交付金	537,670	○円滑運営臨時特例交付金 537,670
1. 災害臨時特例補助金	1	○災害臨時特例補助金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	71,279,964	○現年度分の療養給付費負担金 71,279,964
2. 過年度分	798,094	○過年度分の療養給付費負担金 798,094
1. 現年度分	4,779,844	○現年度分の高額医療費負担金 4,779,844
2. 過年度分	56,892	○過年度分の高額医療費負担金 56,892

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	403,656,516	○現年度分の後期高齢者交付金 403,656,516
2. 過年度分	1	○過年度分の後期高齢者交付金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	350,472	○特別高額医療費共同事業交付金 350,472

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金	193	○療養給付費等支払準備基金運用利子 193

(款) 7. 繰入金 (項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 基金繰入金	4,418,888	4,559,679	△140,791
計	4,418,888	4,559,679	△140,791

(款) 7. 繰入金 (項) 2. 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 8. 繰越金 (項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	7,000,000	10,000,000	△3,000,000
計	7,000,000	10,000,000	△3,000,000

(款) 9. 県財政安定化基金借入金 (項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 10. 諸収入 (項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	1,000	1,000	0
計	1,000	1,000	0

(款) 10. 諸収入 (項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 第三者納付金	840,000	698,000	142,000
2. 返納金	296,651	353,488	△56,837
3. 雑入	1	1	0
計	1,136,652	1,051,489	85,163

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 療養給付費等支払準備基金繰入金	4,418,888	○療養給付費等支払準備基金繰入金	4,418,888

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 一般会計繰入金	1	○一般会計繰入金	1

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 繰越金	7,000,000	○前年度繰越金	7,000,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 県財政安定化基金借入金	1	○県財政安定化基金借入金	1

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 預金利子	1,000	○預金利子	1,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 第三者納付金	840,000	○第三者納付金	840,000
1. 返納金	296,651	○医療機関等返納金	44,142
		○負担割合相違等返納金	248,267
		負担割合相違返納金	172,347
		資格喪失返納金	75,920
		○その他返納金	4,242
1. 雑入	1	○雑入	1

3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 療養給付費等	938,408,733	908,704,598	29,704,135	342,712,972		595,695,761	
2. 審査支払手数料	2,336,742	2,326,374	10,368			2,336,742	
3. 葬祭費	3,084,800	2,948,900	135,900			3,084,800	
計	943,830,275	913,979,872	29,850,403	342,712,972		601,117,303	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 特別高額医療費 共同事業拠出金	467,297	548,806	△81,509	116,825		350,472	
計	467,297	548,806	△81,509	116,825		350,472	

(款) 3. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 健康診査事業費	3,511,539	3,269,849	241,690	625,118		2,886,421	
2. 一体的実施事業 費	315,800	0	315,800	210,533		105,267	
計	3,827,339	3,269,849	557,490	835,651		2,991,688	

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 療養給付費等支 払準備基金積立 金	193	262	△69			193	
計	193	262	△69			193	

(款) 5. 公債費

(項) 1. 利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 利子	1,000	1,000	0			1,000	
計	1,000	1,000	0			1,000	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金、補助及び交付金	938,408,733	○療養給付費等 療養給付費 療養費等 高額療養費等	938,408,733 881,822,686 15,765,267 40,820,780
11. 役務費	2,336,742	○審査支払手数料	2,336,742
18. 負担金、補助及び交付金	3,084,800	○葬祭費	3,084,800

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金、補助及び交付金	467,297	○特別高額医療費共同事業拠出金	467,297

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10. 需用費	1,121	○健康診査事業補助金	3,466,606
11. 役務費	7,577	○歯科健康診査事業費	44,933
12. 委託料	36,235		
18. 負担金、補助及び交付金	3,466,606		
12. 委託料	315,800	○一体的実施事業費	315,800

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24. 積立金	193	○療養給付費等支払準備基金積立金	193

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22. 償還金、利子及び割引料	1,000	○利子	1,000

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,204,057	10,204,078	△21			10,204,057	
計	10,204,057	10,204,078	△21			10,204,057	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子 及び割引料	10,204,057	○償還金及び還付加算金 10,204,057 保険料還付金 200,000 保険料特別返還金 57 還付加算金 4,000 償還金 10,000,000

歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 市町村支出金	198,100,989	20.7%	1. 保険給付費	943,830,275	98.5%
2. 国庫支出金	266,750,654	27.8%	2. 特別高額医療費共同事業拠出金	467,297	0.0%
3. 県支出金	76,914,794	8.0%	3. 保健事業費	3,827,339	0.4%
4. 支払基金交付金	403,656,517	42.1%	4. 基金積立金	193	0.0%
5. 特別高額医療費共同事業交付金	350,472	0.1%	5. 公債費	1,000	0.0%
6. 財産収入	193	0.0%	6. 諸支出金	10,204,057	1.1%
7. 繰入金	4,418,889	0.5%			
8. 繰越金	7,000,000	0.7%			
9. 県財政安定化基金借入金	1	0.0%			
10. 諸収入	1,137,652	0.1%			
歳入合計	958,330,161	100.0%	歳出合計	958,330,161	100.0%